

鳥取市災害時要援護者支援制度

地域の助け合いの心が あなたを守ります。

制度の目的

本市では、集中豪雨や地震などの災害が発生した場合に、身体に障害のある人や一人暮らしの高齢者などの、災害時要援護者を救済する体制を整備するための「鳥取市災害時要援護者支援制度」を設

けました。

この制度は、自治会(町内会)をはじめ自主防災会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの協力のもと、地域のみなさんがお互いに協力して助け合う「共助」によって要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりをめざすものです。

制度に期待される効果

この制度では、災害時要援護者(支援を必要としている人)が、支援者(近所に住み、支援してくれる人)の同意を得て、自治会や、自主防災会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの支援組織を通じて要援護者と支援者の双方を市が管理する台帳に登録します。

※自治会組織が結成されていない地域や支援組織の体制が整っていない地域に住んでいる人、また、自治会に加入されていない人などは、直接市へ登録申請してください。

これにより、要援護者は災害時に、支援者から避難誘導や救出活動、安否確認などの支援をしてもらえることで安

心でき、また、支援者も要援護者の存在を再認識することで、日常からの声かけや相談のつてあげるなど、地域コミュニティの広がりが期待されます。

そして、支援組織が創設されることにより、地域の連携が図られ、すべての住民が安心して暮らすことができる地域づくりにつながると考えます。

そのほか、台帳が整備されることで、要援護者の情報が蓄積されることから、市が行う災害に備えた対策や災害が発生した場合の救援活動などにも役立ちます。

制度の対象となる 災害時要援護者とは

災害時要援護者は、同居家族がいらないため避難などの対応ができない人などを想定しています。該当するのはおおむね次の人です。

- 避難所への移動が困難な人
- 避難の必要性が理解・判断できない人、または時間のかかる人
- 情報の収受が困難な人

平成16年7月、新潟県で発生した豪雨災害では、多数の被害者がでましたが、そのほとんどは70歳以上の高齢者です。また、11年前の阪神淡路大震災においても、高齢者の死亡割合が高かったことが注目されています。

これは、災害が起こった場合、消防、警察、県、市などの防災関係機関は総力をあげて救護活動に取り組みますが、大きな災害になればなるほど道路の寸断、火災の多発などにより活動ができなくなるため、自分の力で避難することが困難な人(災害時要援護者)が犠牲となる可能性が高いということです。

そこで本市は、災害時要援護者への避難支援の取り組みが全国的に進められている中、県内で初めて「鳥取市災害時要援護者支援制度」を3月1日からスタートしました。